外籍附回此吕马

第397号

2018年10月24日 〔発行日〕 行〕動労千葉を支援する会 千葉市中央区要町2-8DC会館

http://www.geocities.jp/dorosien28

JRの業務外注化と非正規雇用化に反対するニュースです。感想や意見、現場の情報をお寄せ下さい。dc-info@deluxe.ocn.ne.jp

も事業所賃金わ ずか1 で深夜早朝手当500円 5 1 0 0円の差

あまりに 不合理! 10·18賃金改定等でCTS 团交

組

会 社 らすれば「なんなんだ!」となる。

組

合

会社の経営が悪化して、 頭に迷わせるわけにはいかない。

労働者あ も定着もな 66 才以降も同額にすべきだ。 時給1000円は最低 限

時給1000円は最低限の要求だ!

金引き上げに伴う賃金改定などについてCTS JR千葉鉄道サー 動労千葉は10 月18日、 ビス)と団体交渉を行い 千葉県における最低賃

と同額にしましたが、 した。千葉以西の事業所でも東京都の最低賃金 のは大半の事業所で10円引き上げにとどまりま 985円)以下となっています。 CTSは今回、 60~65才の時給額を60才まで 各事業所の時給額その

合 円上がっているの 基本的な水準になっている。 時給1000円が千葉県内の げない理由 に事業所賃金を10円 最低賃金 同 業他社 が で 27

会社 全体を見ての判断

組

合

5 準も最低3%は上げていかないと、 最低賃金は昨年が26円、 今回も10円。CTSが陥没していくのは 他方、CTSは、昨年10月に10円、 か。 最賃が3%上がれば、 今年27円上がった。 全体の賃金水 春に10 社員 明

社員の皆さんを路

組

合

判断する。

っての会社だ。 これでは人の募 集

深夜早朝手当」改定基準の矛盾を追及

徹底的に追求し「全事業所 夜の実労働時間 給をあらためて要求しました。 深夜早朝手当の支給基準改定につい 4時間」 という新基準の矛盾 律 1 5 0 7 0円 は 深 を

組合・ 4時間で区切った意味は

深夜帯は22時~5時の7時 間。 その お

ょ

だったら3・5時間でいいではな 2時までの職場(深夜帯4時間) で「4時間」と設定にすること自体に無 半分という判断。 休憩時間が5分でも10分でも入 いか。 が多 7 理 中

組合 ひとつの基準として会社として判断した。 恣意的に作業ダイヤを変えれば、

ば500円になる。

がある。

を変えなくても手当が引き下げられる。 就業規則

人件費を削減するために作業ダイヤを変更 することはない。 常に危険な基準設定だ。絶対に許されない。 あくまで実作業に即して

会社

事業所 作業ダイヤの変更で、 ならな どこで働いても同じだ。 そういう不安定な基準を導入したこと自体 がおかしい。 1~2万円も変わってくることになる。 律1500円] 組合としては、 深夜帯に働く身体的負担 実際には月の の支給を要求する。 これで終わりとは あくまでも 手取 は、